

## 茨城県保険者協議会作業部会設置運営要綱

### (目 的)

第1条 茨城県保険者協議会設置運営規程第9条の規定に基づき、茨城県保険者協議会作業部会（以下「作業部会」という。）を設置し、茨城県保険者協議会（以下「協議会」という。）の推進する事業の実施について、実務レベルでの検討を行うことにより、協議会の円滑な運営に寄与することを目的とする。

### (事 業)

第2条 作業部会は、保険者の連携協力に係る次の事項について検討を行うものとする。

- (1) 医療費データ等に関する情報の収集
- (2) 各保険者間における医療費データ等の共同分析
- (3) 保健事業に関する情報の収集
- (4) 各保険者間における保健事業の共同実施
- (5) 特定健診等実施機関における実施状況の把握、評価
- (6) 特定健診等の好事例等の収集、分析、評価
- (7) その他目的達成に必要な事項

### (構 成)

第3条 作業部会は、次の区分による委員をもって構成する。

- |                           |    |
|---------------------------|----|
| (1) 健康保険組合連合会茨城連合会を代表する者  | 2名 |
| (2) 全国健康保険協会茨城支部を代表する者    | 2名 |
| (3) 共済組合を代表する者            | 1名 |
| (4) 国民健康保険の保険者たる市町村を代表する者 | 4名 |
| (5) 後期高齢者医療広域連合を代表する者     | 1名 |
| (6) 国民健康保険団体連合会を代表する者     | 1名 |
| (7) 茨城県担当部署               | 2名 |
- 2 作業部会は必要に応じて医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会、栄養士会、学識経験者等の助言及び参画を求めることができる。

### (任 期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(運 営)

第5条 作業部会には部会長1名、副部会長2名を置くこととし、部会委員の中から互選する。

2 部会長は、部会の会務を掌理し、作業部会の議長となる。

3 部会長に事故あるときは、あらかじめ部会長が指定する副部会長がその職を代理する。

(会 議)

第6条 会議は、必要に応じて保険者協議会会長が招集する。

(費用の負担)

第7条 作業部会の運営等に要する費用については、作業部会を構成する関係者が応分に負担する。

(事務局)

第8条 作業部会の事務は、茨城県保健政策課国民健康保険室及び茨城県国民健康保険団体連合会が処理するものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は協議会会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年11月1日から施行する。

附 則 (一部改正)

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (一部改正)

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (一部改正)

この要綱は、平成20年10月1日から施行する。

附 則 (一部改正)

この要綱は、平成21年7月28日から施行する。

附 則 (一部改正)

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 (一部改正)

この要綱は、令和4年2月1日から施行する。

附 則 (一部改正)

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。